

## 造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所

- 2 事業期間

自 契約締結日の翌日

（詳細は、事業内訳書のとおり）

至 令和 9 年 2 月 26 日

- 3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
	支給材料及び貸与品	第 15 条
	前金払	分の 以内
	中間前金払	第 35 条第 4 項
○ ×	部分払	回以内
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

#### 4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

#### 5 特約事項

① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。

なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。

② 請負者は、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。

③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。

⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所  
分任支出負担行為担当官

印

請負者 住所  
氏名

印

別紙

## 設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

## 事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業区分	樹種	面積 (ha)	数量 (㎡)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
系井	1317 い	保育間伐	アカエゾ	2.43	160	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 ろ	保育間伐	エゾマツ	$\frac{19.17}{17.19}$	670	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 は	保育間伐	エゾマツ	1.24	70	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 に	保育間伐	アカエゾ	2.70	90	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 へ	保育間伐	アカエゾ	0.09	3	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 と	保育間伐	エゾマツ	0.64	40	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 ち	保育間伐	アカエゾ	1.26	110	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1317 り	保育間伐	アカエゾ	0.39	20	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1318 と	保育間伐	エゾマツ	2.35	100	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1318 ち	保育間伐	トドマツ	5.78	410	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1319 へ	保育間伐	エゾマツ	$\frac{1.42}{1.29}$	30	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1321 い	保育間伐	アカエゾ	2.56	140	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1323 に	保育間伐	アカエゾ	$\frac{2.97}{0.55}$	30	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1324 ほ	保育間伐	エゾマツ	$\frac{1.13}{0.87}$	70	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1325 は	保育間伐	エゾマツ	$\frac{7.30}{0.84}$	30	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1325 に	保育間伐	アカエゾ	2.85	90	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1325 ほ	保育間伐	アカエゾ	0.68	10	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1325 へ	保育間伐	アカエゾ	1.66	60	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1326 へ	保育間伐	エゾマツ	0.61	30	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1326 ち	保育間伐	アカエゾ	$\frac{1.89}{1.69}$	30	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1328 へ	保育間伐	トドマツ	$\frac{0.34}{0.25}$	10	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1330 ほ	保育間伐	アカエゾ	$\frac{3.01}{0.97}$	27	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1330 ち	保育間伐	アカエゾ	6.07	250	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1368 ろ	保育間伐	トドマツ	5.32	470	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1368 に	保育間伐	アカエゾ	1.43	100	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1380 に	保育間伐	トドマツ	8.08	320	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1407 へ	保育間伐	トド・エゾ	1.69	90	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1407 り	保育間伐	エゾマツ	1.00	40	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1408 は	保育間伐	トドマツ	12.71	490	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1409 い	保育間伐	トドマツ	15.38	330	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1409 ろ	保育間伐	アカエゾ	15.64	490	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1409 は	保育間伐	アカエゾ	1.80	70	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		

# 事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業区分	樹種	面積 (ha)	数量 (m <sup>3</sup> )	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
保育間伐(活用型) 計				131.59 118.01	4,880					
系井	1318 ろ	育成 受光伐	エゾマツ	0.20	10	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1318 へ	育成 受光伐	エゾマツ	3.28 2.45	180	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1320 い	育成 受光伐	エゾマツ	30.95 27.25	850	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1325 ろ	育成 受光伐	エゾマツ	29.04	870	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1326 ろ	育成 受光伐	エゾマツ	3.71	90	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1330 に	育成 受光伐	エゾマツ	9.53 5.59	190	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
育成受光伐 計				76.71 68.24	2,190					
系井	1317 ほ	天然林 受光伐	トドマツ	1.50	70	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1321 ろ	天然林 受光伐	エゾマツ	15.74 1.54	60	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1321 に	天然林 受光伐	トド・L	6.18 2.58	90	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
系井	1329 へ	天然林 受光伐	アカエゾ	0.33	10	伐採・搬出等	契約締結日の翌日	R9.2.26		
天然林受光伐 計				23.75 5.95	230					
系井地区 計				232.05 192.20	7,300					

## 事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐採列×残幅)	林地傾斜	法令制限
1317 い	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	水源かん養保安林 保健保安林
1317 ろ	25	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1317 は	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1317 に	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1317 へ	33	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1317 と	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1317 ち	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1317 り	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1318 と	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1318 ち	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1319 へ	25	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	水源かん養保安林
1321 い	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1323 に	25	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1324 ほ	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1325 は	33	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1325 に	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1325 ほ	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1325 へ	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1326 へ	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1326 ち	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1328 へ	33	列状間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1330 ほ	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1330 ち	33	列状間伐	4m × 8m	20° 未満	同 上

## 事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐採列×残幅)	林地傾斜	法令制限
1368 ろ	33	列状間伐	4m × 8m	20° 未満	水源かん養保安林
1368 に	25	列状間伐	4m × 12m	30° 未満	同 上
1380 に	25	列状間伐	5m × 15m	10° 未満	同 上
1407 へ	25	列状間伐	5m × 15m	10° 未満	同 上
1407 り	25	列状間伐	5m × 15m	10° 未満	同 上
1408 は	25	列状間伐	5m × 15m	10° 未満	同 上
1409 い	25	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	20° 未満	同 上
1409 ろ	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	20° 未満	同 上
1409 は	25	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	30° 未満	同 上
1317 ほ	25	間伐	5m × 15m	10° 未満	水源かん養保安林 保健保安林
1321 ろ	33	間伐	5m × 10m	10° 未満	水源かん養保安林
1321 に	33	間伐	5m × 10m	10° 未満	同 上
1329 へ	33	間伐	4m × 8m	20° 未満	同 上
1318 ろ	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	水源かん養保安林 保健保安林
1318 へ	30	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1320 い	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	水源かん養保安林
1325 ろ	25	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1326 ろ	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	10° 未満	同 上
1330 に	20	定性間伐	No.テープが付いている 調査木を伐採	20° 未満	同 上

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所					伐採面積	立木資材量 (m <sup>3</sup> )						立木資材m <sup>3</sup> 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量			
事業地名	事業区分	林班	小班	支番		伐区	N		L		計		N	L		計	N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
糸井	保育活用	1317	い			2.43	445	187.38	410	55.61	855	242.99	0.42	0.14	0.28	100	69.4	53.9	130	30	160			
糸井	保育活用	1317	ろ			17.19	1,128	933.31	294	84.88	1,422	1,018.19	0.83	0.29	0.72	59	67.5	47.1	630	40	670			
糸井	保育活用	1317	は			1.24	297	75.34	201	45.25	498	120.59	0.25	0.23	0.24	97	66.4	44.2	50	20	70			
糸井	保育活用	1317	に			2.70	493	104.33	161	39.95	654	144.28	0.21	0.25	0.22	53	67.1	50.1	70	20	90			
糸井	天然受光	1317	ほ			1.50	142	66.92	128	32.37	270	99.29	0.47	0.25	0.37	66	74.7	61.8	50	20	70			
糸井	保育活用	1317	へ			0.09	5	3.65			5	3.65	0.73		0.73	41	82.2		3		3			
糸井	保育活用	1317	と			0.64	203	51.76	39	8.93	242	60.69	0.25	0.23	0.25	95	77.3		40		40			
糸井	保育活用	1317	ち			1.26	593	156.78	53	6.11	646	162.89	0.26	0.12	0.25	129	70.2		110		110			
糸井	保育活用	1317	り			0.39	66	11.70	35	11.24	101	22.94	0.18	0.32	0.23	59	85.5	89.0	10	10	20			
糸井	育成受光	1318	ろ			0.20	11	16.39			11	16.39	1.49		1.49	82	61.0		10		10			
糸井	育成受光	1318	へ			2.45	186	261.60	15	3.11	201	264.71	1.41	0.21	1.32	108	68.8		180		180			
糸井	保育活用	1318	と			2.35	139	148.82	4	0.31	143	149.13	1.07	0.08	1.04	63	67.2		100		100			
糸井	保育活用	1318	ち			5.78	863	441.31	814	226.49	1,677	667.80	0.51	0.28	0.40	116	68.0	48.6	300	110	410			
糸井	保育活用	1319	へ			1.29	31	49.58	4	0.35	35	49.93	1.60	0.09	1.43	39	60.5		30		30			
糸井	育成受光	1320	い			27.25	852	1,218.71	73	8.01	925	1,226.72	1.43	0.11	1.33	45	69.7		850		850			
糸井	保育活用	1321	い			2.56	764	201.85	45	2.09	809	203.94	0.26	0.05	0.25	80	69.4		140		140			
糸井	天然受光	1321	ろ			1.54	368	83.00			368	83.00	0.23		0.23	54	72.3		60		60			
糸井	天然受光	1321	に			2.58	257	30.62	693	136.36	950	166.98	0.12	0.20	0.18	65	65.3	51.3	20	70	90			
糸井	保育活用	1323	に			0.55	52	48.10	3	0.78	55	48.88	0.93	0.26	0.89	89	62.4		30		30			
糸井	保育活用	1324	ほ			0.87	584	105.14			584	105.14	0.18		0.18	121	66.6		70		70			
糸井	育成受光	1325	ろ			29.04	919	1,241.81	199	24.97	1,118	1,266.78	1.35	0.13	1.13	44	69.3	40.0	860	10	870			
糸井	保育活用	1325	は			0.84	64	48.91	5	0.27	69	49.18	0.76	0.05	0.71	59	61.3		30		30			
糸井	保育活用	1325	に			2.85	635	78.91	352	65.90	987	144.81	0.12	0.19	0.15	51	76.0	45.5	60	30	90			
糸井	保育活用	1325	ほ			0.68	58	6.76	66	11.78	124	18.54	0.12	0.18	0.15	27		84.9		10	10			
糸井	保育活用	1325	へ			1.66	512	59.18	152	37.66	664	96.84	0.12	0.25	0.15	58	67.6	53.1	40	20	60			
糸井	育成受光	1326	ろ			3.71	89	127.79	8	1.51	97	129.30	1.44	0.19	1.33	35	70.4		90		90			
糸井	保育活用	1326	へ			0.61	172	37.52	47	9.31	219	46.83	0.22	0.20	0.21	77	80.0		30		30			
糸井	保育活用	1326	ち			1.69	78	41.88	5	0.18	83	42.06	0.54	0.04	0.51	25	71.6		30		30			
糸井	保育活用	1328	へ			0.25	72	14.82	3	0.28	75	15.10	0.21	0.09	0.20	60	67.5		10		10			
糸井	天然受光	1329	へ			0.33	70	8.06	13	2.13	83	10.19	0.12	0.16	0.12	31	124.1		10		10			
糸井	育成受光	1330	に			5.59	171	274.51	37	2.46	208	276.97	1.61	0.07	1.33	50	69.2		190		190			
糸井	保育活用	1330	ほ			0.97	40	40.42	3	0.81	43	41.23	1.01	0.27	0.96	43	66.8		27		27			
糸井	保育活用	1330	ち			6.07	1,786	275.20	716	117.38	2,502	392.58	0.15	0.16	0.16	65	69.0	51.1	190	60	250			
糸井	保育活用	1368	ろ			5.32	2,062	665.94			2,062	665.94	0.32		0.32	125	70.6		470		470			
糸井	保育活用	1368	に			1.43	644	142.87			644	142.87	0.22		0.22	100	70.0		100		100			
糸井	保育活用	1380	に			8.08	1,198	379.13	1,001	98.31	2,199	477.44	0.32	0.10	0.22	59	71.2	50.9	270	50	320			
糸井	保育活用	1407	へ			1.69	470	133.43	36	7.77	506	141.20	0.28	0.22	0.28	84	67.5		90		90			

糸井	保育活用	1407	り		1.00	142	36.41	66	23.54	208	59.95	0.26	0.36	0.29	60	82.4	42.5	30	10	40			
糸井	保育活用	1408	は		12.71	2,298	558.55	1,606	195.87	3,904	754.42	0.24	0.12	0.19	59	69.8	51.1	390	100	490			
糸井	保育活用	1409	い		15.38	2,687	486.10			2,687	486.10	0.18		0.18	32	67.9		330		330			
糸井	保育活用	1409	ろ		15.64	2,437	725.05			2,437	725.05	0.30		0.30	46	67.6		490		490			
糸井	保育活用	1409	は		1.80	364	106.63			364	106.63	0.29		0.29	59	65.6		70		70			
合計					192.20	24,447	9,686.17	7,287	1,261.97	31,734	10,948.14	0.40	0.17	0.34	57	69.1	48.3	6,690	610	7,300			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m <sup>3</sup> )						立木資材m <sup>3</sup> 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量			
		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計			
		本数	材積	本数	材積	本数	材積													
經常																				
天然受光	5.95	837	188.60	834	170.86	1,671	359.46	0.23	0.20	0.22	60	74.2	52.7	140	90	230				
育成受光	68.24	2,228	3,140.81	332	40.06	2,560	3,180.87	1.41	0.12	1.24	47	69.4	25.0	2,180	10	2,190				
誘導伐																				
保育活用	118.01	21,382	6,356.76	6,121	1,051.05	27,503	7,407.81	0.30	0.17	0.27	63	68.7	48.5	4,370	510	4,880				
保護伐																				
合計	192.20	24,447	9,686.17	7,287	1,261.97	31,734	10,948.14	0.40	0.17	0.34	57	69.1	48.3	6,690	610	7,300				







## 特記仕様書

8年度胆振東部署【糸井地区】保全整備（保育間伐等）第5号について、下記の事項を定める。

### 記

- 1 伐採について
  - (1) 列状間伐の小班においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
  - (2) 調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地の全部は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。また、着手する際には内容を確認のうえ、承認内容の範囲で事業を実行すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）
- 3 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。
- 4 除雪に関する事項

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く。）については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。
- 5 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。
- 6 ナラ枯れ被害拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。
- 7 土場への敷砂利

トラックの搬出に支障がないよう、土場内の敷砂利（切込砂利：80mm級）を行うものとする。なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。

※「納品書等」とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

## 8 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

- (1) 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- (2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
  - ①真夏日：日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。
  - ②事業期間：事業着手日から事業終了日までの期間をいう。  
なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。
  - ③真夏日率：事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

- (3) 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。  
なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- (4) 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。
- (5) 請負者は、事業完了届の提出前にあらかじめ監督職員へ計測結果の資料を提出する。  
あわせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決定する。  
なお、当試行に取り組んでいた場合で、例えば「真夏日」が「0日」だったなど、計測結果の提出がなかった場合は請負金額の変更は行わない。
- (6) 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は} 1.2 \text{ とする。}$$

- (7) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

## 9 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

- (1) 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- (2) 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- (3) 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話で

きるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

(4) 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

- ①衛星携帯電話事業者名
- ②衛星携帯電話サービス名
- ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
- ④利用料金
- ⑤利用期間（○月○日～○月○日まで）
- ⑥本事業以外の事業への供用の有無  
他事業名（署名・物件名）

(5) 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。

(6) 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。合わせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決めるものとする。

(7) 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。

(8) 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

(9) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

別紙

# 製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱（裏面）	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者・下請者への指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	<input type="checkbox"/>		
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に監督職員に提出してください。

監督職員
年 月 日
官職氏名

## 支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

# 北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和6年森整第1080号）第3の3(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

## 1 目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長5mm程度の虫で、6月～8月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の8月～9月頃には枯死します。

北海道では令和5(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和6(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

## 2 留意事項

### (1) 被害地域でのナラ類等の伐採/移動（被害木）

#### ・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する。

\*被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。6月～9月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

#### ・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

\*被害木を伐採後に、林内に集積しておくこと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることを懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

\*被害継続地域においては、二次被害防止に必要な範囲については行政機関が積極的に関わり、重点的に被害木の処理を行うこととする。ただし、林外への搬出が困難な場合は、伐採した被害木を伐採した場所の近くに安全な状態で残置しても差し支えありません。

\*未被害地域において被害木が確認された場合についても、被害拡大防止の観点から、適切に処理するようお願いします。

#### ・被害木は、被害拡大の防止に十分に配慮した上で利用することも可能です。

\*カシナガの駆除効果が期待される炭、チップ、薪への利用は、被害地域が含まれる市町村内で加工等が可能です。

\*製材への利用は、原木の保管中にカシナガが拡散する可能性があるため、被害継続地域の森林以外の場所で保管し、被害継続地域内で加工等が可能です。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、「ナラ枯れ被害対策における伐採処理・利用等の取扱いについて（解説編）」を整理・公表しています。

- ・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。
  - \*山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。
  - ⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

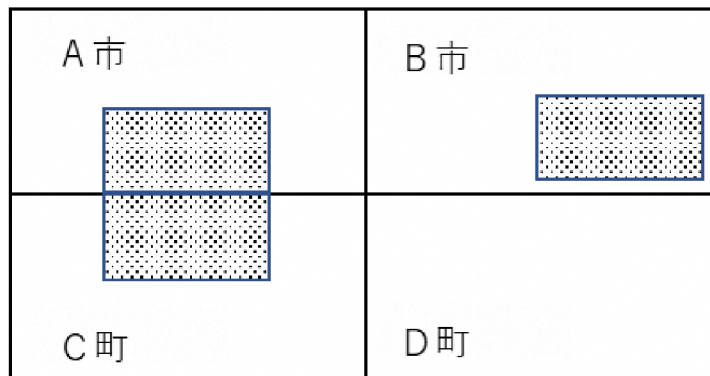
## (2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

- ・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない
  - \*ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行うことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。
- ・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。
  - \*未被害木でも伐採後に林内に集積しておくことカシナガを誘引し、被害拡大につながる懸念されますので、特に6月～9月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。
- ・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行う。
  - \*林外に搬出した材にカシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の5月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

## (3) 被害地域から被害地域が含まれない市町村への移動（被害木、未被害木）

- ・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。
  - \*カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。
- ・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）
  - \*被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うよう伝達して下さい。
  - ⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力をお願いします。

(参考) A市の被害木の移動可能範囲の模式図



※ 網掛けは被害地域、白地は未被害地域

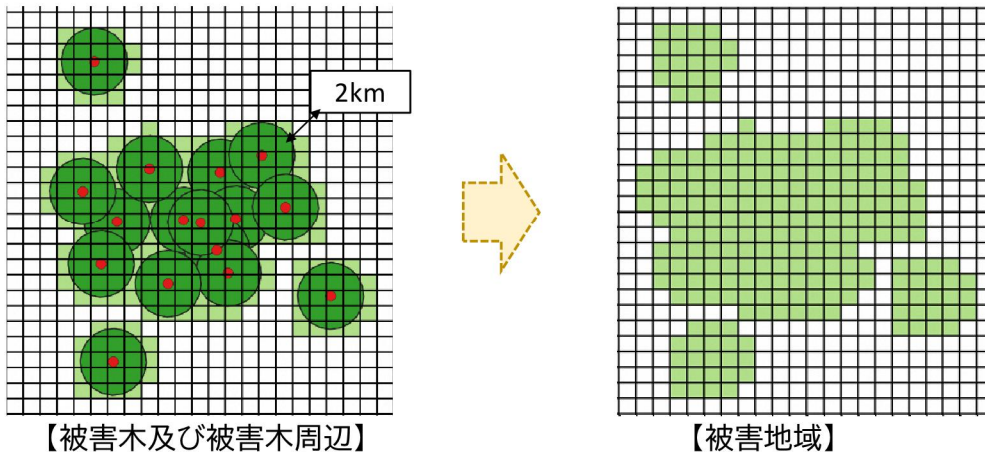
- ・ 被害地域が含まれるA市内全域に移動可
- ・ 被害地域が含まれるA市からB市C町内全域に移動可
- ・ 被害地域が含まれるA市から被害地域が含まれないD町への移動は不可

## <参考>

### 1 被害地域の考え方

【これまで分かっていること】

- ・被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性がある。  
(脱出時期(6~9月)の伐採・搬出には要注意。  
被害木の確認された周囲(半径1~2km)での被害には要注意)
- ・伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分がある(被害木でなくても同様)
- ・立ち枯れ木だけでなく、土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する



<凡例>

- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域(半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ)
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・・・国土交通省が公開している1kmメッシュ

○被害地域図作成の手順

(1) 被害地域の作成

(2) 被害地域の図示

被害木から半径2kmの円と重なるメッシュ把握 円及び被害木を消した図を作成・公開

### 2 各種用語の定義

○ナラ類等

- ・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

○被害木

- ・カシナガによるナラ枯れの被害木(枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木)

○被害地域

- ・前年又は当年に確認された被害木から半径2kmの円と重なるメッシュの範囲。メッシュは国土交通省が公開している1kmを使用。被害地域は毎年度、上空調査及び現地調査の結果を踏まえて変更する。

○被害先端地域

- ・被害地域の拡大(未被害地域での被害発生)に影響する可能性が高い地域。

○被害継続地域

- ・被害地域の拡大に影響する可能性が低い地域。被害地域のうち、被害先端地域を除いた範囲。

\*被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表しています。

<水産林務部林務局森林整備課 HP> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/>

<お問い合わせ先>

- ・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
- ・最寄りの(総合)振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考		
<input type="checkbox"/>	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	<input type="checkbox"/>	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員		
			<input type="checkbox"/>	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)			
			<input type="checkbox"/>	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合		
<input type="checkbox"/>	2	同種の事業の実績	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)			
<input type="checkbox"/>	3	配置予定の技術者の資格等	<input type="checkbox"/>	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し		
			<input type="checkbox"/>	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格 として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの		
			<input type="checkbox"/>	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの		
<input type="checkbox"/>	4	従事予定の技能者の資格等	<input type="checkbox"/>	チェーンソー	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの	
			<input type="checkbox"/>				伐倒・ 造材
			<input type="checkbox"/>	高性能 林業機械	高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
			<input type="checkbox"/>	伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)			
			<input type="checkbox"/>	木寄・ 集材	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)		
			<input type="checkbox"/>		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)		
			<input type="checkbox"/>		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)		
			<input type="checkbox"/>	巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
			<input type="checkbox"/>		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)		
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)		
			<input type="checkbox"/>	路網・ 土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
			<input type="checkbox"/>		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)		
			<input type="checkbox"/>	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラブプル使用時	
			<input type="checkbox"/>	5	社会保険等への加入状況	<input type="checkbox"/>	保険加入状況を証明する資料
<input type="checkbox"/>	6	検知業務実績証明書	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)			
<input type="checkbox"/>	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	<input type="checkbox"/>		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ		

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考		
<input type="checkbox"/>	1	技術提案書(表紙)	-	-			
<input type="checkbox"/>	2	事業計画上の考慮事項等(簡易型の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	-	必要に応じて参考図書を添付		
<input type="checkbox"/>	2-1	事業計画の工程管理(簡易型の場合は省略可)	-	-			
技術提案書	<input type="checkbox"/>	3 企業の事業実績等	<input type="checkbox"/>	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)			
			<input type="checkbox"/>	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)		
			<input type="checkbox"/>	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)			
			<input type="checkbox"/>	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)			
			<input type="checkbox"/>	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料			
			<input type="checkbox"/>	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料			
			<input type="checkbox"/>	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料			
			<input type="checkbox"/>	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料			
			<input type="checkbox"/>	森林経営計画 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)			
			<input type="checkbox"/>	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	活動内容の分かるもの(必要に応じ資料を添付)		
			<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し			
			<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト上に公表している内容が確認できる認定書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書			
			<input type="checkbox"/>	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等			
			<input type="checkbox"/>	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等			
			<input type="checkbox"/>	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類			
			<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料			
			<input type="checkbox"/>	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)			
			<input type="checkbox"/>	退職金共済契約締結の事実を証明する資料			
			<input type="checkbox"/>	3-1 企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	<input type="checkbox"/>	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
					<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
		<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等			
<input type="checkbox"/>	4 配置予定技術者の資格・経験	<input type="checkbox"/>	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの			
		<input type="checkbox"/>	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格の保有を証明する書類(写)				
		<input type="checkbox"/>	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等(写)			
<input type="checkbox"/>	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	<input type="checkbox"/>	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1の次葉は不要		
その他	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	必要により特記事項で求めているものがあれば			
			<input type="checkbox"/>	返信用封筒(電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認		